

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：東亜道路工業株式会社（法人番号7010401020201）  
業者の住所：東京都港区六本木7-3-7
- 2 指名停止措置期間：令和元年7月18日から  
令和元年8月17日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 東亜道路工業株式会社は、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持するため価格カルテルを結び、令和元年6月20日に公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第5号「抜粋」

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から <u>2月以上9月以内</u>